

わが国における90年代以降の所得税改正とその影響

藤, 貴子

<https://doi.org/10.15017/3000417>

出版情報 : 経済論究. 129, pp.65-81, 2007-11-30. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :



わが国における90年代以降の所得税改正とその影響

藤 貴 子

はじめに

I. 90年代以降の所得税改正の概要

II. 課税ベースおよび所得税収の推移

III. 所得階層別税負担と所得税制の再分配機能

おわりに

はじめに

わが国では、今からおよそ20年前の1987、88年に、抜本的税制改革が実施された。これは、70年代末から80年代にかけて、ハイパーインフレーションと経済パフォーマンス悪化を背景に、諸外国においても中立性を重視した税制改革が行われており、世界的な潮流であった。具体的には、消費税導入により、直間比率を是正し、税体系全体のフラット化を図るとともに、所得税においても、重税感や高い限界税率による弊害を取り除く観点から、税率構造のフラット化がすすんだ。また、配偶者特別控除や公的年金等控除（86年）が創設されて課税最低限を引き上げる一方で、税負担の公平の確保から、特に資産性所得の課税ベースの拡大も意図された。それまで非課税であった少額貯蓄の利子所得、株式等譲渡所得の原則課税化が実現されたが、選択されたのは、利子所得については源泉徴収による定率分離課税、株式等譲渡益については申告分離・源泉分離選択課税であった。つまり改革の程度は限定されたものであり、特に後者については、導入当初から厳しい批判がよせられた。さらに91年には、深刻化した土地問題対策の一環として土地税制改革が行われ、地

価税を導入。一般の土地譲渡益には重課、優良な住宅供給の譲渡には特別控除や軽減税率が適用されるという、投機的な土地取引の抑制と優良な土地供給促進を図る立場が明らかにされた。

このようにバブル経済期に行われた諸改正から、約20年が経つ。その後は深刻な長期不況に突入し、しばしば「失われた十年」と呼ばれる90年代には、平均成長率は1%前後にまで落ち込んだ。深刻なデフレ不況に対して政府は、国債を増発して景気対策を繰り返し、金融面でも低金利政策ならびに量的緩和政策を行ったが、何度か訪れた景気回復は、自律的かつ持続的な成長に繋がるものではなかった。いまだデフレ基調を脱した状況とはいえないが、企業部門の好調がようやく家計部門へ波及してきており、ここにきてようやく明るい兆しが見える。

ただし、景気対策による財政出動で98年以降わが国の財政状況は非常に厳しく、税制の抜本的見直しの必要性が主張されている。そして所得税については、国債残高が500兆円を突破した2005年に、一つの改正指針が示された。2005年6月21日公表の税制調査会による『個人所得税に関する論点整理』（以下、『論点整理』）である。同論点整理では以下の指摘がなされている。

まず所得税は累次の減税により相当の負担軽減が行われており、その財源調達機能が顕著に

低下してきていること。さらに様々な政策目的のために変更が加えられてきた結果、制度が相当複雑化していること。そこで、この結果生じている様々な歪み、不公平を是正し、公平・中立・簡素な税制の構築を実現することを課題とする。さらに、広く公平に負担を分かち合うとの観点から、様々な要因による収入をできる限り課税ベースに取り込んでいくことが望ましく、こうした取組みが、結果として、個人所得課税の本来果たすべき財源調達機能の回復にもつながると指摘する。そして具体的提案としては給与所得控除縮小をはじめとする諸控除の見直しに重点がおかれている。

抜本的税制改革後の90年代以降、わが国の所得税を取り巻く環境はどのように変化したのだろうか。90年代以降の所得税改正と、課税ベースおよび所得税収の推移、さらに所得階層別税負担の実態と、所得税特有の機能である再分配機能の変化について考察したいと考える。

1. 90年代以降の所得税改正の概要

90年代以降、特に2000年代に入り、わが国の所得税改正は、それまで戦後ほぼ一貫した、「総合課税を旗印」とした改正議論とは乖離した。大きな影響を与えたのは、何よりもわが国に特異なバブル経済崩壊とその後の深刻な長期不況である。その減税が与える影響についての詳細な議論や十分な検証を行う余裕はなく、株価や地価が暴落する中で、譲渡所得を中心とした資産性所得は実質分離課税下におかれ、数多くの優遇措置と税率引き下げが行われた。「貯蓄から投資へ」というスローガンと、時期を前後するように「二元的所得税論」が盛り上がり、目指すべきは、金融所得の一元化とされる。

ここで90年代以降のわが国の所得税改正につ

いて、①税率構造、②諸控除、そして分離課税や非課税等の③課税方法上の措置、④特別減税の順にその概要をまとめよう。

① 税率構造

抜本的税制改革で、それまでに見られた急激な累進税率構造¹⁾から、10～50%（5ブラケット）というフラット化が実現されて以降、税率改訂が行われたのは、95年と99年の2度である。ともに、いっそうのフラット化がすすめられた。95年の改正では、ブラケット幅が拡大され、99年改正では、最高税率引き下げが行われた。同改正によって所得税と個人住民税の負担をあわせて、最高税率が65%から50%に引下げられた。これにより、93年の政府税制調査会『今後の税制のあり方についての答申』において提言された目標が実現されている。

② 諸控除

諸控除については、所得税法上税額計算過程から、(a)各所得金額計算において収入金額から控除される経費等控除、(b)申告所得合計から控除される所得控除、(c)課税標準に税率を適用した税額から控除される税額控除、の3つに分けられる。

(a) 経費等控除

給与所得控除制度について、改正が行われたのは95年のみである。同改正では、660万円以下の給与所得に対する控除率ブラケット拡大が行われている。また抜本的税制改革で創設された実額控除を認める特定支出控除制度については、その適用項目が5項目（通勤費・転勤費・研修費・資格取得費・単身赴任者の帰宅旅費）と限定的で、利用者も僅少²⁾であるが、その適用

1) 1970年～1983年まで、わが国の所得税の超過累進税率は10～75%で19ブラケットという構造にあった。

範囲拡大等の改正は行われていない。

次に、事業主報酬制度および事業専従者控除制度についてであるが、同制度は60～70年代に所得形態別税負担格差の均衡化のために、給与所得控除と連鎖的に拡充が続けられたものである。90年代以降の制度改正をみると、創設（73年）以来批判を浴びた事業主報酬（みなし法人課税）制度は、92年をもって廃止された³⁾。そして、このみなし法人課税制度廃止に伴い、新たに青色申告特別控除制度が創設され、その後、98年、2000年度に引き上げられている。そして05年度改正でも65万円に引き上げられたが、これは同時に適用対象を厳格化しており、それまで45万円控除が認められていた貸借対照表添付の場合では青色申告控除10万円とされる。一方、正規の簿記の原則による記帳の必要がない白色申告者の専従者控除については、95年に引き上げられたままである（50万円、配偶者の場合80万円）。個人の青色申告者数の推移でみると⁴⁾、65年以降青色申告は50～55%（残りは白色申告）とほぼ横ばいで、その状況に変化は見られない。

経費等控除の中で、05年に縮小されたのが、公的年金等控除である。公的年金等控除制度は86年改正で創設されたものだ。それまでは給与所得として、老年者年金特別控除（78万円）の控除後に給与所得控除が適用される課税体系に

あったものが、公的年金等控除創設と老年者控除額の倍額（25万円→50万円）設定に移行された⁵⁾。90年に公的年金等控除は、最低控除額140万円、定額控除100万円、控除率25～5%に拡充されて以降、およそ15年間改正は行われなかったが、05年に、最低控除額120万円、定額控除50万円に引き下げられている。これは、抛出時非課税と給付時実質的非課税である一貫性の欠如に加え、後述の老年者控除廃止とあわせて、厳しい財政状況にあつて老年者においても経済力に応じた負担を求めて課税ベースの拡大を図ったものである。

そして、経費等控除の中でも、毎年何らかの改正が行われているのが、土地建物等譲渡所得に係る課税の特例である。土地建物等譲渡所得には、長期譲渡に係る100万円の特別控除の他に、課税の特例として、収用等の場合について5,000万円特別控除（措法33の4）、特定の土地区画整理事業等の場合について2,000万円特別控除（措法34）、特定住宅地造成事業等の場合について1,500万円特別控除（措法34の2）、農地保有合理化等の場合について800万円特別控除（措法34の3）、居住用財産の場合に3,000万円特別控除（措法35）等が設けられている。また、特定事業用資産の買換えの場合には、その収入金額の20%相当額を譲渡所得とみなしたり（措法37）、居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得については一定の要件のもとに取得価額の引継ぎによる課税の繰延べが認められる（措法36）、というように、数多くの優遇措置が並ぶ。

このような数多くの土地譲渡所得に対する特別控除は、89年に優良な住宅供給の譲渡を円滑

2) 2001年分における適用者数は4件（税制調査会資料）

3) この事業主報酬制度は、86年度改正で、それまで事実上無制限に事業主報酬に対して全面的に給与所得控除の適用を認めていたことを改め、個人事業者にとって事業主報酬額の基準額を前々年以前の3年間平均の80%相当額に制限し、これを通じて事業所得等に対する給与所得控除の適用を制限されることになり、その適用者は86年をピークに大幅に減少した。したがって、既にみなし法人課税の選択をやめて法人成りを選択していたことから制度廃止の影響はそう多くはなかったと言われている。（岩下、131頁）

4) 国税庁『日本における税務行政』表7個人の青色申告者数の推移より

5) 従来の給与所得控除と老年者年金特別控除のうちの負担調整に係る部分が公的年金等控除として再編され、老年者に対する税制上の配慮が老年者控除の引き上げとして整理された。国税庁編『昭和62年度版改正税法のすべて』34頁

に促進する観点から取用等の特別控除や農地合理化の特別控除が引き上げられて、その後90年代以降は、地価下落が続く中で、ほぼ全ての特例措置の適用対象追加や適用要件緩和等は毎年行われた。さらには特定の居住用財産買換の譲渡損失の繰越控除制度の創設（98年）が行われた。居住用財産については譲渡益が生じた場合は3,000万円の特別控除が、譲渡損が出た場合には3年間にわたる繰越控除が認められるという、手厚い措置が施されている。ただし、同繰越控除制度については04年度改正で、他の所得との損益通算は、長期保有の居住用財産に限られるとされた。また同年度改正では、100万円の特別控除も廃止されている。

(b)(c) 所得控除および税額控除⁶⁾

基礎的人的控除について、基礎控除および配偶者控除は、95年に3万円の増額が行われて以降は据え置かれている。

また抜本的税制改革で創設された配偶者特別控除については、専業主婦世帯の減少と女性の就労状況の変化への対応として、04年より配偶者控除の上乗せ部分が廃止された。

扶養控除については、95年に3万円の増額が行われた。特定扶養控除については93、95、98年に引き上げられている。それ以降は据え置かれたままだが、冒頭の『論点整理』では、特定扶養控除は、累進構造が緩和されて負担軽減が進む中で「存立趣旨は失われつつある」とし、見直しの必要を訴える。

特別人的控除については、障害者控除を除いて90年代以降据え置かれている。また既述の通

り、年齢を問わず、「真の担税力に応じた適切な課税を行っていく必要がある⁷⁾」との観点から05年より老年者控除（50万円）が廃止された。

次に個人的支出控除については、ほとんど改正は行われていない。その中で、90年代以降は毎年拡充されたのが、住宅取得促進の奨励補助金的人格を持つ、いわゆる住宅ローン控除である。同控除には、帰属家賃非課税との一貫性の欠如や購入時期によって控除適用差異が生じること等の批判もありながら、景気対策の観点と良質な住宅取得に資するとの観点から、拡充が続けられたものである。

③ 課税方法上の措置

分離課税や非課税等の課税方法上の措置については、90年代以降、主に改正が行われたのは、土地建物等譲渡所得についての分離課税と、株式等譲渡所得についての分離課税、そして配当に対する分離課税である。

(i) 土地建物等譲渡所得

わが国の土地譲渡益課税については、土地利用の原則を謳った『土地基本法』（89年12月）を受けて90年10月に税制調査会による『土地税制のあり方についての基本答申』がまとめられた。この答申の中で、土地の譲渡益課税の根拠として、「土地は国民のための有限で公共的な性格を有する資産であり、その価値は公共投資や経済活動の集積など主として外部的要因により増加するものであることに鑑みると、その譲渡益に対しては通常の所得に比べて高い負担を求めることが税負担の公平にかなうと考えられる。⁸⁾」という考え方が示されている。

この基本的考えから、翌91年に、土地政策上

6) 所得控除及び税額控除は、課税単位に対して、その人的構成もしくは一定の政策的観点から認められる個人的な支出（損失）控除と言えるだろう。藤田(1992)の定義によれば、人的構成に応じたものを「人的控除」、個人的な支出（損失）に応じたものを「個人的支出控除」と分類される。

7) 『少子・高齢社会における税制のあり方』（2003年6月）

8) 税制調査会（1990）、27頁

の観点から地価税が導入された他、土地譲渡益課税については、長期譲渡所得の分離課税の税率は30%に引き上げられた。その一方で、優良な住宅供給の譲渡については、既述の通り多くの特別控除の他に、数種類の軽減税率が設けられた。

しかしながら、「土地神話」が崩壊し、地価が下げ止まらなくなると、議論は一変した。譲渡益課税の存在が土地の取引を妨げているため譲渡益課税を軽減すべきである、という議論が継続的に行われるようになったのだ。

税率引き上げから僅か3年後の95年には、税率が引き下げられて、その後も、96、98、99年と引き下げられた。この時点で、税率は、既にバブル期以前の水準を下回った。そして04年度改正では、税制調査会による04年度『税制改正に関する答申』にはなかった税率引き下げが行われた⁹⁾。これは「資産活用の促進により資産デフレに対応する」観点と「株式とのバランスを踏まえ¹⁰⁾」て、長期保有で15%、そして短期保有の譲渡所得については30%と、いずれも累進税率の最高税率を下回る水準まで引き下げられたものだ。

また地価税についても、92、93、96年に税率が引き下げられ、98年以降課税は停止、超短期保有の土地譲渡の重課措置についても、同じく98年以降課税は停止されている。

このように、90年代以降のわが国の土地譲渡

益課税は、いったんは土地投機を抑制し全体として土地の有効利用を促すという税制を構築しようとしたものの、バブル崩壊で「土地神話」も崩壊し、地価下落が続いたことから、土地取引活性化を目的に、大幅な軽減措置が繰り返されてきた。しかしながら、森信(2002)が指摘する通り、わが国の実際の土地取引は、譲渡益課税の税率との間に相関関係があるとは考えられず、「土地の取引は、将来の地価の上昇、下落への期待、金利の動向により需要サイドが大きく左右される事が多く、譲渡益課税の高低という供給側の要因だけで土地取引との関連を論じるのは無理がある¹¹⁾」という見解が妥当である。

現行の土地建物等譲渡所得課税は、『土地税制のあり方についての基本答申』で示された土地の譲渡益課税の基本的考え方とは乖離し、一方で数多くの特別控除や、居住用財産の譲渡損失について総所得との損益通算を認める繰越控除制度も措置されながら、分離課税下であり、その税率設定には株式とのバランスが意識されるという状況にある。

(ii) 株式等譲渡所得

株式等譲渡益については、それまで約35年にもおよび非課税とされていたが、抜本的税制改革において原則課税化とされた。課税ベースは拡大され、画期的な改革であったと言える。しかし当面の措置として採用されたのは、源泉分離課税と申告分離課税が選択できる方式であり、その選択が取引毎に可能であることから、導入当初から、様々な見直しの議論が行われた。源泉分離選択課税制度の問題点として、政府税調は次の点を挙げている¹²⁾

- ① 源泉分離課税は譲渡益実額に対する課税でなく、「みなし利益」へ課税するものであ

9) 同年度改正については、『税制調査会第10回総会議事録』(04年1月16日開催)が興味深い。同年度改正の決定内容は、税制調査会による同年度「税制改正に関する答申」との乖離が目立つ(三位一体改革の税源移譲について、税制調査会が答申したたばこ税ではなく、所得譲与税の決定等)。土地譲渡益課税の税率引き下げの決定過程について、税制調査会委員に対する説明として「党のみならず、これはむしろ国土交通省からの主張もございましてけれども、これを取り上げさせていただいているという経緯」と述べる。

10) 04年度『税制改正に関するパンフレット』より

11) 森信(2002)

12) 税制調査会金融小委員会4頁

- り、譲渡益課税の性格から逸脱する点。
- ② 「みなし差益率」の適切性。
- ③ 意図的な税負担調整が可能である点。
- ④ 課税に対する匿名性。
- ⑤ 個人住民税が非課税であることから適正化が必要である点。

以上のような問題点が繰り返し指摘されて、2003年1月1日より源泉分離課税の選択を廃止し、申告分離課税方式に一本化されることになった。

所得ベースの包括化に向けたこの決定と、たまたま時期を同じくした株価の低迷が、所得税議論の変質をもたらした。ここで、申告分離課税一本化決定とその後の経緯を追いたい。

97年12月、税制調査会『金融課税小委員会中間報告』において、問題とされてきた源泉分離選択課税制度について問題点を指摘した上で「申告分離課税の実績も積み重ねられてきており、株式等譲渡益には利子等に比して把握のための大掛かりな仕組みは必ずしも必要でなく、申告分離課税へ一本化したとしても適正な申告を期待できる状況になっていると考えられること」が指摘され¹³⁾、99年度改正によって、01年度からの廃止、申告分離課税への一本化が決まった。しかしその後、再び議論が行われ、01年度税制改正においては、厳しい状況を脱していない景気情勢や、株式市場の状況をふまえ、申告分離への一本化については03年度まで延期されるとともに、長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度の導入が行われた。さらに01年11月26日、「個人が株式取引で得た利益にかかる株式譲渡益課税の軽減を柱とする証券税制改正法」が国会で可決成立し、

1. 源泉分離選択課税の廃止（02年12月31日）
2. 申告分離課税の税率の引き下げ（20%、国15%地方5%）（03年から05年までの間に1年超保有の上場株式等を譲渡した場合の税率を暫定税率10%（国7%地方3%）とする）
3. 損失の翌年以降3年間の繰越控除特例の創設
4. 01年9月30日以前に取得した上場株式の取得価額の01年10月1日における価額の80%相当額へ選択可能
5. 既保有上場株式等の100万円特別控除の延長（05年12月31日まで）

等が決定された。また「緊急投資優遇措置」として、個人が平成01年11月30日以後02年末までの間に購入した上場株式等の、05年から07年までの3年間の譲渡益非課税措置（購入合計額1,000万円限度）が決定された。また更に、01年12月の02年度「税制改正大綱」により、特定口座にある上場株式等の譲渡に係る所得計算及び申告不要の特例が設けられた（租税特別措置法37条11の3）。しかしながら、この新証券税制については、取得価額の確定や、各々期限付きの優遇措置と、証券会社が納税手続の一部を代行する特定口座の利用ルールが何重にも重なる複雑なものであることから、02年に入ってから厳しい批判が相次いだ。新証券税制が株価急落の一因とする声まであがり、9月には、財務省が、国税庁及び日本証券業協会とプロジェクトチームを設置し、証券税制の見直しを検討。自民党内部からも「株価が下がって状況が変わった。源泉分離方式を何らかの形で存続すべき¹⁴⁾」との認識が示され、小泉首相も証券税制見直し

13) 税制調査会金融課税小委員会、
<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>

14) 日本経済新聞、9月25日朝刊

を指示した¹⁵⁾。これを受け、財務省は特定口座の見直しや株式譲渡益課税と配当課税の税率一律への方向で検討し、10月の政府税制調査会基礎問題小委員会、12月の自民党税制調査会でも証券税制見直しが議論された。そして12月13日、与党三党にて03年度「税制改正大綱」を決定、翌1月17日、03年度税制改正が閣議決定された。この改正により、源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書の提出不要や、03年1月1日以後5年間に上場株式等を譲渡した場合における上場株式等に係る譲渡所得等の金額について、10%（国7%地方3%）の優遇税率により課税する特例、株式等譲渡所得に係る100万円特別控除の廃止等が決定された。また併せて配当課税についても、源泉徴収税率を15%（本則20%）に軽減する特例の創設や申告不要の特例の適用上限額の撤廃などが決定された。

この03年度改正をもって、株式等譲渡所得課税の申告分離一本化をめぐる改正議論はようやく収束した。問題の多かった源泉選択分離課税が廃止されたことは評価できるが、特定口座で源泉徴収を選択した場合には、申告不要となり、課税の匿名性は堅持される結果となった。

以上の一連の新証券税制の二転三転する議論における最大の問題は、税制改正が株価対策として議論されてきたことにあると考えられる。

そもそも、当時の株価下落は、主にバブル崩壊、その後の長期不況による企業収益の悪化によるものである。また当時の株価下落の要因の特徴に、株式持合いの解消の動きがあげられる。株式の持合比率は86年度の18.4%から01年度には8.9%にまで低下、安定保有比率も同期間に45.8%から30.2%まで低下した¹⁶⁾。銀行の株式保有を制限する法律の施行（98年1月）により、

銀行は04年9月までに株式保有額をティア1資本の範囲内まで圧縮する必要があり、主要銀行は01年度に5兆円超の保有株式を切り離したが、01年度期末時点で依然として約7兆円の超過保有状態が継続していたことから、02年度も約5兆円の保有株式圧縮が計画された。

「貯蓄から投資へ」というスローガンの下で投資促進を図るものの、企業収益は悪化、株価は低迷を続け、企業や銀行によって株が放出される中、企業や機関投資家、そして当時比率の低かった個人投資家は、株式市場への参加をみあわせていたものと考えられる。

しかしながら時期を同じくして決定された株式等譲渡所得の申告分離一本化に対して、株価が急落する度に、与党や証券界が株式譲渡益課税について優遇措置を要望。度重なる優遇措置が継ぎ接ぎされた02年度改正が複雑で難解だったことへの厳しい批判に加え、捕捉を嫌う投資家や証券業界の根強い抵抗が03年度税制改正への背景としてあげられるだろう。

いずれにしても、間接金融から直接金融への転換という政策的要請を背景として、一連の新証券税制の議論をきっかけに、金融所得に対する課税の議論は、それまでの総合課税から、金融所得の一元化を目指すものに移行した¹⁷⁾。

17) 税制調査会の答申や報告書において最初に「二元的所得税」や「金融税制の一元化」が述べられたのは02年6月『あるべき税制の構築に向けた基本方針』補論においてである。以後、03年度における『税制改革についての答申 あるべき税制の構築に向けて』では「金融所得の一元化、二元的所得税についても、総合課税とあわせて検討すべき」とされた後、03年6月の『少子・高齢化社会における税制のあり方』において、金融資産性所得の一体化を目指すべきとの方向が示された。その考え方については04年6月『金融所得課税の一体化についての基本的考え方』に整理された。それによれば、金融性所得（株式等譲渡所得、利子、配当、公社債譲渡益等、外貨建て金融商品、保険等）を一元化した課税ベースについて、損益通算を認めて、分離課税を適用するというものである。またその際には納税者番号制度の利用の必要性も指摘されている。

15) 日本経済新聞、10月5日朝刊

16) 黒木、4～6頁

特別減税

景気対策の一環として所得税の特別減税が登場したのは、94年である。この特別減税は94年分の所得税額から20%相当額（最高200万円）を控除する定率減税であった。その減税規模は3.8兆円と非常に大きなものであった。また95、96年においても、税額の15%相当額（上限5万円）を還付する特別減税が実施された。さらに98年には合計約2.8兆円規模（住民税を含めると約4兆円規模）の特別減税が実施された。この特別減税は、当初97年度末に1.4兆円規模で措置されたものが、さらに平成98年4月に決定された総合経済対策において1.4兆円上積みされたものである。この減税は、定額の税額控除（本人：38,000円、控除対象配偶者または扶養親族：19,000円）の方式によるものであった。そして99年度改正では、恒久的減税として控除率20%の定率減税（上限25万円）が決定された。この定率減税については、04年度改正で控除率10%への引き下げが決定し（適用06年分）、05年度改正で全廃が決定した（適用07年分～）。

以上が90年代以降のわが国の所得税改正についての概要である。特に近年の傾向としては、累進税率が適用される総所得に算入される所得については、04年の配偶者特別控除の上乗せ廃止や05年の老年者控除廃止、公的年金等控除の縮小等、課税ベースの拡大が図られている。さらに『論点整理』では、給与所得控除の縮小や、特定扶養控除や退職所得控除等の諸控除全般の見直しの方向を示している。一方で、一元化が目指される金融性所得については、現在そのほとんどが分離課税下にあり、株式等譲渡所得は7%と低い税率が一律に適用される。そして土地譲渡所得についても分離課税であり、数多くの課税の特例と最高税率より低い税率15%（短

期保有30%）が適用される。

その特徴は、資産性所得は低率の分離課税で優遇する一方で、総合課税が適用される所得には諸控除の廃止縮小によって課税ベースを図るという流れにあると言えるだろう。

II. 課税ベースおよび所得税収の推移

決算額、源泉徴収税額および申告所得の推移

これまで90年代に行われた所得税改正について概要を見たが、所得税収および課税所得は同期間どのように推移したのだろうか。以下、『国税庁統計年報書』¹⁸⁾より、決算額、源泉徴収税額および申告所得の推移を概観する。

90年の国税収入決算額は60.1兆円、うち所得税収は26.0兆円と43.2%を占める。その後は翌年91年をピークに税収は減少する。95年には20兆円を下回り、02年以降は13～14兆円と、15兆円を切る水準まで低下した¹⁹⁾。

この所得税収減について、その内訳を見ると、まず所得税収の約8割を占める源泉徴収税額では、利子所得の源泉徴収税額の減少が顕著である。法人受取分を含めてであるが、90年には4.8兆円から03年には0.8兆円と約4兆円の減少である。また絶対額の大きな給与所得についても減収し、同期間で1.9兆円減少して02、03年には10兆円を切っている。

そして申告所得については、所得種類別の所得税収が不明のため、ここで申告所得の推移をみた。顕著なのは、長期譲渡所得の推移である。17兆円を超す長期譲渡所得は91年には対前年比30%の5.3兆円となり、以降は減少の一途を辿り

18) 各数値は国税庁編（1992）～（2005）より引用

19) 所得税と同様に90年代以降で4割超の税収が減少したのは法人税である。主要税目の中で増収を示しているのは消費税であり、同期間を通じて税収は2倍超にまで増えている。

03年で2.6兆円である。まさにバブル経済を象徴した所得といえる。そして次いで大きく減少したのが事業所得であり、同期間で約5兆円減である。90年と03年で比較した申告所得の減少額19兆円という金額は、長期譲渡所得(15兆円弱)と事業所得の各減少額と説明できる。またその他の所得も(年金を含む)雑所得と不動産所得を除いて減少しており、絶対額の大きい給与所得は18.2兆円(90年)から17兆円(03年)1.2兆円の減少を示した。

このように、所得税収および申告所得の推移から、90年代以降所得税の財源調達機能は低下したが、所得別にみたその最大の要因は、地価下落と土地取引減少による譲渡所得、低金利を反映した利子所得、そして、不況を反映した事業所得や給与所得等の減少によるものと言えるだろう。

課税ベースの推移

では次に、個人の課税ベースがどのように変化したのか、さらに税制によって、どの程度課税ベースが縮小されるのかを明らかにしたい。

ここで課税ベースの定義については、『論点整理』に従う。同整理では「課税ベースの拡大が今後の課題」と述べた後で「課税ベースとは、収入その他の経済的利益から、政策的配慮に基づく非課税措置、所得計算上の控除、基礎的な人的控除、その他勤労学生控除といった特別な人的控除、さらに生損保控除、社会保険料控除といったその他の控除を除いたものである²⁰⁾」とする。本稿においても同定義とする。ここで注意すべきは、課税ベースの縮小要因として同論点整理では「所得計算上の控除」を含めている点である。この「所得計算上の控除」は収入

金額から控除される(a)経費等控除にあたるもので、「収入稼得のための必要経費」という性格を含む。したがって経費である限り本来、課税ベースには算入されるものではない。しかしながら、(a)経費等控除について、経費と政策的特別控除を完全に正確に、かつ客観的に区別することは不可能である。したがって本稿の課税ベースの算定において、経費等控除のうち税務統計資料で推計できる範囲に限り総額で示すこととするが、給与所得控除および専従者控除については経費としての金額までも含めた金額である点に注意を要する。

次に、課税ベースの計測手法についてであるが、本稿では、石(1979)の手法に多くの部分で依拠し、税務統計資料を基に、課税所得及び諸控除、課税上特別措置等を階層別に積み上げて比較する手法をとる²¹⁾。

21) 課税ベースの他の推計手法としては、森信・前川(2000)によるマクロ的指標ベースからの家計部門総収入の推計がある。しかし同手法は日米の課税ベース比較を目的としているため諸控除額はマクロ推計によっている。この推計方法では現実の控除額を上回る金額が算定され、納税実態との乖離が否定出来ない。また、同手法で課税ベースを推計しても、それに基づく所得税収を示し、さらに各諸控除や分離課税等課税方法による所得税減収額を推計することは現実的ではない。そしてまた課税ベース及び所得税収の変化を所得階層別に把握することも不可能である。これらの課題に 대응するために、ここでは石(1979)の手法によっている。ただし、本手法による問題点は、まず金額を示す多くの過程(利子・配当所得の個人受取分、総合課税の実効税率の算定等)で、実数資料がなく、推計によらざるを得ない点である。そして二つ目が、諸控除額が所得金額を上回る(即ち計算上課税所得がマイナスとなる)場合、現実には課税所得はゼロであるのに対して、その上回る控除額が合計額に含まれることにある。従って現実よりも諸控除額が多い(課税所得が少ない)金額で示されることになる。そしてその傾向は低所得層ほど大きい。さらに三つ目の問題点は、税務統計資料を基礎とするため、捕捉されない所得(帰属所得や脱税等)や、未掲載の所得、そして階層分布不明の所得があることである。これらの問題から所得税の実態に近づくには限界がある。しかし限界はあるものの、全実数が公表されない限られた資料の中で、先に述べた課題に応じるには、本手法が最も実態に近く、現実的と考える。

20) 税制調査会11頁

それでは具体的な推計にうつるが、先の課税ベースの定義における個人の「収入その他の経済的利益」の額を示した上で、課税ベースの縮小要因とされる「政策的配慮に基づく非課税措置、所得計算上の控除、基礎的な人的控除、その他勤労学生控除といった特別な人的控除、さらに生損保控除、社会保険料控除といったその他の控除」の額と、それらが控除された後の現実の課税ベースの額を示すこととする。いずれも統計資料で捕捉、推計できる範囲²²⁾に限り、推計年度は90年と03年とした。

算定結果は表 i の通りである。

まず90年からみると、収入等課税ベースは総額で303.6兆円、これに対して諸控除や課税方法上の措置によって163.3兆円(53.8%)が課税ベースから外れる。その結果、現実の課税ベースは、140.3兆円にとどまる。課税ベース縮小要因では、給与所得控除による減少額が最大で、60.3兆円(課税ベース縮小額計②の36.9%(A①/②))にのぼる。73年度税制改正で給与所得控除の限度額撤廃と最低保証額設定が行われて以降、課税ベースの最大縮小要因が給与所得控除である傾向に変わりはない²³⁾。続いて縮小割合の大きな順でいうと、基礎的な人的控除(46.7兆円)、そして個人的支出控除(19.7兆円)である。そしてバブル経済のピークを反映して、土地建物等特別控除による縮小額(13.8兆円)、利子非課税による縮小額(13.4兆円)が続く。

次に03年の課税ベースについて見ると、収入等課税ベースが283.3兆円と90年から約20兆円

減少した。これに対して諸控除や課税方法上の措置によって90年とほぼ同額の163.6兆円(57.8%)縮小され、現実の課税ベースは119.7兆円である。(ちなみに、この収入等課税ベースに対して諸控除や課税方法上の措置によって約6割が課税ベースから外れるという傾向は65～75年においても同様の結果である。)縮小要因別では、やはり、給与所得控除による縮小額が大きく68.4兆円と、収入等が大きく減少したにもかかわらず増加した。続いて基礎的な人的控除、個人的支出控除による縮小額が続く傾向は90年と同様であるが、特に社会保険料控除の膨張によって個人的支出控除による課税ベース縮小額は同期間で約10兆円の増加である。そして90年と比較して大きく変化したのが、土地譲渡特別控除および利子非課税による縮小額がそれぞれ顕著に低下したことである。

仮に、このバブル期の特殊要因とも言える両所得に対する課税措置による影響が90年と同程度と仮定して、課税ベース縮小要因に占める各ウェイトをみると(最下別枠掲載B①/②)、90年(A①/②)と比較してほとんどその相対的ウェイトは低下するが、やはり個人的支出控除による課税ベース縮小額のウェイトが増していることが明らかである。

以上より、90年代以降、現実の課税ベースは約20兆円減少したが、それは、収入等課税ベースの減少額とほぼ同額であり、諸控除や課税方法上の措置によってその減少額が変化したというわけではない。あくまでも譲渡、利子、そして給与等の収入や社会保険料負担等の支出増大による影響が大きいものである。

要因別所得税減収額の推移

90年代以降の収入等と現実の課税ベースに至るまでの縮小要因を示したが、次にこの収入課

22) 表 i (注 1) の通り、源泉徴収のみで課税が完結する公的年金所得等、税務統計資料等に未掲載の所得や所得階層分布が不明の所得はここに含まれていない。

23) 昭和40年代の課税ベースの縮小と税収への影響については藤(2005)参照。昭和50年の課税ベース算定結果によれば、課税ベース縮小額に占める給与所得控除による縮小額は40.2%を占める。(昭和40年では、同23.0%)

税ベースに一切の課税の特例を認めずに当該年度所得税法に基づく累進税率²⁴⁾が適用された場合の所得税額を示し、そこから現実にはどの軽減措置によってどの程度の所得税収減がもたらされたのか、そして結果、現実の所得税収がどう推移したのかを示す(表ii)。測定する税収減収額については第一次効果のみを議論の対象とする。

まず90年についてであるが、収入等課税ベースの所得税収換算額は66.9兆円にのぼるが、現実の税収は22.6兆円である。この所得税減収要因について所得種類別にみると、譲渡所得に対する措置(特別控除および分離課税適用)による額が最も大きく計10.4兆円にのぼる。また同じく税収にして10兆円を上回るのが給与所得控除による減収額(10.2兆円)である。また譲渡所得と同様に90年の所得状況を反映して利子所得に対する措置(非課税および分離課税)による減収額は計6.4兆円と大きな金額を示す。続いて03年については、収入等課税ベースの所得税収換算額は44.6兆円であるが、現実の税収は14.0兆円である。この所得税減収要因について所得種類別にみると、給与所得控除の税収換算額が最も大きく10.5兆円にのぼり、この総額は90年から0.2兆円の増加である。そして人的控除(7.6兆円)、さらに課税ベースの動向を反映して個人的支出控除(4.7兆円)による減収額も大きい。譲渡所得および利子所得に対する措置による所得税減収額は、やはりバブル期の約10分の1に減少した。

次に、実効税率で所得に対する税額の割合の

変化をみることにする。まず90年で表中最右列の収入等課税ベースに法定累進税率が適用された場合でみると(⑤欄)、全体の実効税率は22.1%、100万円以下層の13.0%から5,000万円超層の48.2%まで、法定税率表を反映した累進性を示す。しかしながら、現実には様々な軽減措置によって、全体の実効税率は16.1%、負担の累進性も弱まっている(③欄)。

続いて03年で、収入等課税ベースに法定累進税率が適用された場合でみると(⑤欄)、その税負担が軽減され、累進性が緩和されたことが表れている。全体で15.8%、100万円以下層の12.6%から5,000万円超層では35.8%となる。これは95年、99年に総所得に適用される法定税率について、累進緩和、最高税率引き下げが行われた結果である。そして、03年の現実の実効税率は、さらに様々な軽減措置によって低下し、全体で11.7%である。

以上、ここまで所得税の課税ベースと税収の推移についてみてきたが、ここで明らかなことは、90年代以降、所得税収や課税ベースは確かに減少した。しかしこの減少を考える際には、バブル経済と高金利という現在とは異なる経済環境を含めて考える必要がある。課税ベースと税収の減少は、大きくその収入自体の減少を反映したものであり、税収減収額の増大は、『論点整理』が指摘するような諸控除や課税方法上の措置を主因とするものではない。推定結果より、90年と03年の比較から所得税制の影響を挙げるとすれば、税率の累進緩和と最高税率の引き下げの影響が大きく、また給与所得控除についても収入が減少したにも関わらず控除額が増加しており、95年の給与所得控除率ブラケットの拡大による影響が考えられる。

24) ここで用いた所得税法に基づく累進税率表における各所得階層実効税率は先行研究(石 1979)を参考とした税率である。石(1979)ではこの平均実効税率算定過程は明らかとしていないがその実効税率は各所得層最高所得実効税率と小数点第2位まで一致。したがって、本稿においてもこの各所得層最高所得実効税率を利用した。

表 1 所得ベース比較

90年

90年

現実の課税所得	課税方法上の措置										収入等	
	諸控除					非課税分						計
	(a)経費等控除		(b)所得控除			配当		退職所得 1/2課税* 退職除税部 分含				
	必要経費の性格含む	必要経費の性格含まず	基礎的 人的控除	個人的 支出控除	基礎・配偶・ 扶養・ 増減含む	利子	配当	総合課税・ 一時所得 1/2分離課 税	退職所得 1/2課税* 退職除税部 分含			
100万円以下	60.0	2,058.1	2.9	9.6	1,231.8	110.9	73.4	0.6	1.6	0.3	3,549.1	3,013.1
300〃	1,125.5	11,719.0	46.1	65.9	10,630.7	3,829.7	1,468.3	13.3	21.1	19.3	28,938.9	41,776.0
500〃	25,232.5	1,041.8	95.3	54.7	14,527.3	6,281.0	1,894.3	24.5	33.7	67.4	43,650.2	68,425.5
1,000〃	42,719.4	819.5	371.3	63.1	17,143.7	7,607.3	3,752.8	69.0	89.3	321.3	52,706.0	95,425.5
2,000〃	24,986.4	4,002.7	934.8	22.0	2,812.8	1,557.2	2,933.6	156.4	121.7	691.8	13,528.7	38,515.5
5,000〃	13,222.1	189.2	2,589.9	8.6	246.4	192.2	1,653.8	181.2	123.6	1,234.7	6,803.2	20,025.5
5,000万円超	21,832.3	58.5	9,759.8	2.1	90.2	72.5	1,599.8	132.4	79.7	2,315.9	14,110.9	35,943.3
計	140,294.0	3,590.2	60,262.4	13,800.0	46,682.8	19,650.8	13,376.0	577.5	470.6	4,650.7	163,286.9	303,580.3
A (①/②)	(2.2%)	(36.9%)	(8.5%)	(0.1%)	(28.6%)	(12.0%)	(8.2%)	(0.4%)	(0.3%)	(2.8%)	(②/③)53.8%	

(単位:10万円)

03年

現実の課税所得	(a)経費等控除				(b)所得控除		非課税分		課税方法上の措置		収入等	
	必要経費の性格含む		必要経費の性格含まず		(基礎的) 人的控除	個人的支出控除	利子	配当	総合課税・一時所得 1/2分離課税	退職所得 1/2課税 * 退職給付 分合		
	専従者控除	給与所得控除	土地建物等 譲渡所得特別控除	山林、一時特別控除	基礎・配偶・扶養 増減を含む	基礎・配偶・扶養・生命保険・損害保険						
	①	①	①	①	①	①	①	①	①	②		③
100万円以下	29.6	2,491.7	3.1	9.4	1,508.1	89.0	10.1	0.6	10.6	0.3	4,152.4	3,484.1
300〃	611.8	12,006.8	62.8	64.2	10,458.3	4,246.2	132.4	18.5	93.1	15.8	27,709.7	36,540.4
500〃	23,812.6	526.1	117.4	52.9	15,339.2	9,049.8	158.3	24.3	94.0	79.7	47,441.1	71,253.6
1,000〃	43,902.3	462.2	397.9	60.9	19,046.0	12,512.1	312.3	58.4	165.9	638.1	59,346.3	103,248.6
2,000〃	24,474.6	208.2	800.1	20.3	3,517.0	3,191.3	233.7	127.6	81.1	2,102.0	15,798.9	40,273.4
5,000〃	11,910.1	165.3	1,303.0	7.3	184.2	215.2	198.8	264.9	43.0	1,712.8	4,768.5	16,678.6
5,000万円超	7,419.0	44.5	1,621.4	1.6	35.5	51.1	185.1	480.0	31.7	1,945.6	4,396.5	11,815.5
計	119,680.9	2,047.6	68,382.0	4,305.8	50,088.2	29,354.6	1,230.7	974.3	519.4	6,494.3	163,613.4	283,294.3
(①/②)	(1.3%)	(41.8%)	(2.6%)	(0.1%)	(30.6%)	(17.9%)	(0.8%)	(0.6%)	(0.3%)	(4.0%)	(②/③)57.8%	
土地建物特別控除および非課税利子 が90年と同様のウェイトを占める場合 B (①/②)	(1.1%)	(36.1%)	(8.5%)	(0.1%)	(26.4%)	(15.5%)	(8.2%)	(0.5%)	(0.3%)	(3.4%)	(②)	

(注 1) 本表の課税ベースには、以下に示す、税務統計資料等に未掲載の所得や所得階層分布が不明の所得は含まれていない

・ 公的年金等控除額および確定申告を行わなかった公的年金支払額 (源泉徴収のみで課税が完結)

・ 退職所得特別控除 (納税者の勤続年数不明) 本表では退職所得は1/2分課税であることから退職所得の1/2が課税ベースから除外された金額として示している。

・ 源泉徴収のない給与所得、山林所得、1年未満勤続給与所得、報酬・料金等で未申告の所得、非居住者所得、滞付調整、源泉徴収あり特定口座を選択せずに確定申告を行わない株式等譲渡所得等

(注 2) 実際の所得計算においては、諸控除合計額が収入額を上回る場合にゼロを下回ることはないが、本表においては全ての諸控除合計額から理論的に考えられる現実の課税所得を示している。したがって特に低所得層においてマイナス値を示す等少数である事に注意を要する。

(注 3) 各所得、諸控除、除外項目の金額について、税務統計における四捨五入値の積み上げによって示される数値であるため本表各欄の合計額と計欄に差異が生じている

* 課税ベース推計方法については石 (1979) に依頼した

(資料) 国税庁編 (1992) (2005)、国税庁企画課編 (1991)、日本銀行 (1991)、日本証券協会 (2003)、日本郵政公社 (2002) (2003)

表 ii 要因別所得税減収額と実効税率比較

90年

90年

	課税ベース		税収										収入課税ベースの税収																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	収入課税ベース	現実の所得ベース	項目別減収額＜適用所得毎に分類＞								減収額計	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	非課税	非課税	共通	配当	

03年

課税ベース		税収																
収入課税ベース		現実	共通				項目別減収額＜適用所得毎に分類＞				株式譲渡		利子		配当		減収額計	収入課税ベースの免税
①	②	a=(③/②)	人的控除	専従者控除	給与所得控除	山林・一時退職	1/2分離課税・特別控除	特別控除	分離課税	分離課税	分離課税	分離課税	非課税	分離課税	非課税	共通		
100万円以下	3,484.1	-668.3 (-19.2%)	150.8	8.9	3.0	249.2	2.0	0.1	0.3	-0.2	0.2	-2.0	1.0	-0.1	0.1	0.1	413.2 (11.9%)	440.5 (12.6%)
300〃	36,540.4	8,830.7 (24.2%)	1,045.8	424.6	61.2	1,200.7	15.7	2.4	6.3	-3.6	1.5	-26.5	13.2	-4.2	1.8	15.0	2,754.0 (7.5%)	3,614.1 (9.9%)
500〃	71,253.6	23,812.6 (33.4%)	2,055.5	1,212.7	70.5	2,947.9	19.7	17.3	15.7	-4.5	4.8	-10.0	21.2	-2.3	3.3	110.4	6,462.1 (9.1%)	8,478.5 (11.9%)
1,000〃	103,248.6	43,902.3 (42.5%)	3,371.1	2,214.6	81.8	4,547.6	40.1	193.3	70.4	-5.5	18.8	34.2	55.3	4.5	10.3	273.4	10,910.0 (10.6%)	14,931.4 (14.5%)
2,000〃	40,273.4	24,474.6 (60.8%)	863.4	783.5	51.1	1,354.6	24.9	924.7	196.4	22.1	34.4	90.0	57.4	44.0	31.3	60.2	4,538.1 (11.3%)	8,008.6 (19.9%)
5,000〃	16,678.6	11,910.1 (71.4%)	59.0	68.9	52.0	215.8	16.1	1,009.3	417.2	95.5	58.9	136.3	63.7	169.2	84.8	8.4	2,456.1 (14.7%)	4,927.2 (29.5%)
5,000万円超	11,815.5	7,419.0 (62.8%)	12.6	18.2	15.8	0.0	11.8	1,285.4	577.0	153.1	257.7	153.5	65.9	373.8	170.8	12.6	3,108.3 (26.3%)	4,225.6 (35.8%)
計	283,294.3	119,680.9 (42.2%)	7,558.3	4,731.4	336.3	10,515.7	130.4	3,432.5	1,283.5	257.0	376.3	375.5	277.6	584.9	302.5	480.1	30,641.9 (10.8%)	44,625.9 (15.8%)
									譲渡計	1,540.4		利子計	653.1	配当計	887.4			

・1. 特別控除等適用割合は、当該年データが見入りのため平成12年分と同様と仮定した
(資料) 表 i に同じ

III. 所得階層別税負担と所得税制の再分配機能所得階層別税負担

ここまで所得税の課税ベースと所得税収について、その縮小要因別に動向を見てきたが、ここからは、所得階層別の税負担をみよう(表ii)。

まず90年からみると、既述の通り、収入等課税ベースに法定累進税率が適用された場合をみると税率表を反映した累進性が示されるが(⑤)、現実には、その累進性は緩和される。この所得税減収要因について所得階層別適用割合をみると(④)、高所得層ほど軽減措置の適用ウェイトが大きいことがわかる。5,000万円超層では、収入課税ベースの36.3%の割合の減収額を示す。また、この最高所得層については、負担の逆進性も明らかだ。様々な要因によって現実の実効税率は引き下げられ(③)、最も重い負担でも2,000万円超5,000万円以下層の22.8%という実効税率であり、最高所得層においては19.7%と、1,000万円超2,000万円以下層と税負担は同じである。

続いて03年の実効税率をみると、繰り返しになるが、累進税率構造が緩和されており、全体としての税負担も軽減されている。収入等に法定累進税率が適用された場合でも(⑤)、最高で35.8%である。そして現実には、さらにその累進性は弱められ、最も重い実効税率で2,000万円超5,000万円以下層の20.7%であり、最高所得層の5,000万円超層の実効税率は15.1%でしかない。

また、所得税負担を軽減する措置について所得別の適用をみると、大まかな傾向が明らかである。基礎的人的控除、個人的支出控除、事業専従者控除、並びに給与所得控除による減税の恩恵は1,000万円以下の中低所得層にあり、一方、譲渡所得(特別控除および分離課税)、利子・

配当(分離課税および非課税)、退職所得(特別控除および1/2分離課税)に対する優遇措置の恩恵は、高所得層に生じる傾向は、90年、03年ともに変わりはない。

さらに譲渡所得や配当所得については、低所得層では税収換算額が負値になり、包括的総合課税の場合に還付ないし損益通算が適用される可能性を表す。従前より指摘されるところであるが、資産性所得に対する定率の源泉分離課税の適用によって、所得階層別でその税負担を比べると、その恩恵は高所得層に厚く、一方低所得層に対しては、例えば課税最低限以下の所得水準の場合であっても、一定率の税が徴収される。

所得税制の再分配機能

所得階層別税負担について見てきたが、ここからは、同期間を通じて所得税の再分配機能がどのように変化をしたのかを明らかにしたい。表iiiは、所得税の申告所得、給与所得別に課税前後のジニ係数を示したものである²⁵⁾。

まず給与所得から見ていこう。再分配機能を示す調整係数の推移をみると、95年、99年に低下したことが明らかだ。これは、税率構造の累進緩和および最高税率引き下げが行われた年であり、その影響がそのまま反映されて、再分配機能は低下をした。90年以降03年を比較すると、90年には調整係数は0.045であったものが、03年には0.033にまで低下をしている。

25) 同手法については、課税前の所得分布自体の変化と税制による分布の変化を分離できないという批判がある。大竹・福重(1987)等。同手法については、これ以外に、過小申告の可能性や低所得層のかんりの部分がデータに含まれない点が欠点として指摘されている。しかしながら、その意義としては、所得分布の変化を所得税施策による影響に限る点、最高所得層に偏在する譲渡所得のデータが含まれる点、控除額や税収等所得税にかかる正確な情報が最も豊富である点から税務統計を基としたジニ係数による検証は意義があると考えられる。

次に申告所得については、高額所得層が多く、調整係数は給与所得と比較して高い数値を示すことがわかる。90年と03年で比較すると、その調整係数は0.073と0.072で大きな変化は見られない。ただ、92～94年にはその他の年と比較してその調整係数が0.098～0.102と高い数値を示す。92年の制度改正をみると、『土地税制のあり方についての基本答申』の考えをうけて長期譲渡所得の分離課税の税率を30%に引き上げられた。そしてその税率引き上げから僅か3年後の95年には税率を引き下げたのだが、申告所得の再分配機能の上昇は、ちょうど30%の税率が適用されていた時期と一致をする。

譲渡所得については、91年以降、その額は一気に減少したが、高所得層に偏在する状況に変わりはなく、その課税方法は、即ち高額所得層への課税を意味しており、所得税の再分配機能への影響が大きいものと考えられる。

おわりに

90年代以降、特に2000年代に入り、わが国の所得税改正は、それまで戦後ほぼ一貫した、「総合課税を旗印」とした改正議論とは乖離した。大きな影響を与えたのは、わが国に特異なバブル経済崩壊とその後の深刻な長期不況である。

その減税が与える影響についての詳細な議論や十分な検証を行う余裕はなく、下げ止まらない株価や地価を前に、税制改正が株価対策、地価問題対策として議論された。その結果、目指すべきは、金融所得の一元化とされて、譲渡所得を中心とした資産性所得は実質分離課税の下で、数多くの優遇措置と低率の税率が一律に適用される。

その一方で、累進税率が適用される総所得に算入される所得については、近年、増税施策が続いている。04年の配偶者特別控除の上乗せ廃止や05年の老年者控除廃止、公的年金等控除の縮小等、課税ベースの拡大が図られた。さらに『論点整理』では、今後、給与所得控除の縮小や、特定扶養控除や退職所得控除等の諸控除全般の見直しの方向を示している。

90年代以降、所得税収や課税ベースは確かに減少した。しかしこの減少を考える際には、バブル経済と高金利という現在とは異なる経済環境を含めて考える必要がある。本稿の考察より、課税ベースと税収の減少は、「累次の減税」よりも、大きくその収入自体の減少を反映したものであることが明らかな。まして、諸控除の拡充による課税ベースの縮小が「所得税の財源調達機能低下」の主因とは考えられない。

そして同整理では取り上げられないが、本稿

表iii 90年代以降の所得税の再分配機能

給与所得	90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	00年	01年	02年	03年
課税前所得jini	0.344	0.343	0.345	0.344	0.350	0.350	0.348	0.349	0.349	0.349	0.351	0.352	0.350	0.356
課税後所得jini	0.329	0.327	0.328	0.327	0.334	0.337	0.336	0.337	0.336	0.337	0.339	0.341	0.339	0.344
調整係数	0.045	0.048	0.049	0.048	0.047	0.037	0.036	0.036	0.039	0.032	0.033	0.032	0.032	0.033
申告所得	90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	00年	01年	02年	03年
課税前所得jini	0.605	0.595	0.518	0.525	0.515	0.515	0.521	0.510	0.485	0.511	0.520	0.520	0.517	0.520
課税後所得jini	0.561	0.552	0.468	0.475	0.462	0.474	0.483	0.469	0.451	0.474	0.481	0.481	0.478	0.482
調整係数	0.073	0.073	0.098	0.095	0.102	0.078	0.073	0.081	0.070	0.073	0.075	0.075	0.075	0.072

(資料) 国税庁編 (1992) ～(2005)

の考察から注目するのは、90年代以降の所得税の再分配機能の低下傾向である。

より具体的に、所得階層別の税負担によれば、90年代以降の税率構造の累進緩和と最高税率引き下げによって、所得税負担はフラット化が進み、所得が5,000万円を超える所得層において、その負担は逆進的で、さらに実効税率は15%に過ぎない程度であった。また、従前より指摘されるとおり、90年代においても、高所得層ほど、諸控除や課税方法上の措置による軽減措置の適用割合が大きいことも明らかである。

また、所得税負担を軽減する措置について所得別の適用をみると、基礎的人的控除、個人的支出控除、事業専従者控除、並びに給与所得控除による減税の恩恵は1,000万円以下の中低所得層にあり、一方、譲渡所得（特別控除および分離課税）、利子・配当（分離課税および非課税）、退職所得（特別控除および1/2分離課税）に対する優遇措置の恩恵は、高所得層に生じるという傾向にある。

今後の所得税制度の見直しにあたり発表された『論点整理』が指摘する通り、90年代以降、様々な政策目的のために所得税制に変更が加えられてきた結果、制度は非常に複雑化している。そこで、この結果生じている様々な歪みや不公平を是正し、公平・中立・簡素な税制の構築を実現することは、今後の課題であることに間違いない。さらに、所得税の財源調達機能の回復のために、広く公平に負担を分かち合うとの観点から、様々な要因による収入をできる限り取り込んでいくことも必要となるだろう。

その場合に、(同『論点整理』で指摘される)給与所得控除や特定扶養控除等の見直しだけでは、「広く公平に負担を分かち合う」ことにはならない。確かに、所得税の財源調達機能の回復だけをその目的とするのであれば、本稿の試算

で見たとおり、今や税収にして10兆円を超える給与所得控除の縮小は、回復に寄与すると考えられる。但し、給与所得控除の見直しには、その根拠に挙げられる所得捕捉率格差の是正に併せて取り組む必要があるものである。

さらには、所得税特有の機能である再分配機能の観点から見ると、注目されるのは土地譲渡所得に対する課税ベースの見直しである。高所得層に偏在する土地建物等譲渡所得については、譲渡益の6割強が数多くの特別控除等適用によって課税ベースから外れている²⁶⁾。土地建物等譲渡所得については、この特別控除適用後に、現在、長期保有で15%、短期で30%と、いずれも累進税率の最高税率を下回る税率による分離課税下におかれる。所得税制の再分配機能の回復、さらには、税制の簡素化という諸観点からも、同所得に対する特別控除の整理合理化はその必要は認められる。

今後の所得税制度の見直しについては、所得税の財源調達機能だけでなく、再分配機能や制度の簡素化を含めて、現行の歪みや不公平を是正して、より「公平・中立・簡素」な税制の構築実現が求められるだろう。

参 考 文 献

- 国税庁編(1992)～(2005)『国税庁統計年報書』平成2～15年度版
- 国税庁(1987)『昭和62年度版改正税法のすべて』
- 国税庁ホームページ『日本における税務行政』
- 国税庁企画課編(1991)『民間給与実態調査結果表』平成2年分
- 大蔵省財政金融研究所(2000)『財政金融統計月報』575号
- 財務省ホームページ『税制改正に関するパンフレット』
- 税制調査会(1990)『土地税制のあり方についての基本答申』

26) 森信(2002)40頁図表1参照

- 税制調査会(1995)『今後の税制のあり方についての答申』 較」『税研』2001. 1
- 税制調査会(1995)資料「平7.10.31」土地・住宅税制関係資料
- 税制調査会(1997)金融課税小委員会
<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>
- 税制調査会資料
<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/siryou/kisollc.pdf>
- 税制調査会(2002)『あるべき税制の構築に向けた基本方針』
- 税制調査会(2003)『少子・高齢社会における税制のあり方』
- 税制調査会(2003)『税制改革についての答申 あるべき税制の構築に向けて』
- 税制調査会(2004)『税制調査会第10回総会議事録』
- 税制調査会(2004)『金融所得課税の一体化についての基本的考え方』
- 税制調査会(2005)『個人所得課税に関する論点整理』2005年
- 日本銀行調査統計局(2003)『主要経済・金融データCD-ROM』
- 日本銀行(2001)『経済統計年報』平成3年
- 日本経済新聞9月25日, 10月5日, 2002年
- 日本証券業協会(2003)『証券業報』625号
- 日本郵政公社(2002)『郵便貯金2002』
- 石弘光(1979)『租税政策の効果』東洋経済新報社
- 石弘光(1993)『利子・株式譲渡益課税論』日本経済新聞社
- 岩下忠吾(1992)『みなし法人課税廃止と青色申告特別控除』税理Vol.35 No. 3
- 大竹文雄・福重元嗣(1987)「税制改革案の所得再分配効果」『大阪大学経済学』vol.37 No.3
- 黒木文明(2002)『継続する持ち合い解消』, ニッセイ基礎研究REPORT
- 高山憲之「富と所得の分配」『経済大学辞典』東洋経済新報社, 1980年
- 中村隆英, 新家健精, 美添泰人, 豊田敬(1992)『経済統計入門第2版』東京大学出版会
- 藤田晴(2002)『所得税の基礎理論』中央経済社
- 水野忠恒(2002)「譲渡所得の取得価額」『日税研論集』Vol.50
- 森信茂樹(2002)「譲渡所得課税の経済効果と政策課題」『日税研論集』Vol.50
- 森信茂樹, 前川聡子(2001)「アメリカとの所得税額比